

## 大阪市阿倍野区役所職員表彰審査委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「大阪市阿倍野区役所職員表彰」に規定する表彰事案等について、その表彰事由等が適正であるか審査することを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、大阪市阿倍野区役所職員表彰審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置する。

### (所管事務)

第3条 審査委員会の所管事項は、「大阪市阿倍野区役所職員表彰」における被候補者の表彰事由の審査に関することとする。

### (組織)

第4条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、課長級職員をもって充てる。

### (会議)

第5条 審査委員会は、委員長が委員を招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に審査委員会への出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、総務課（区政企画）において処理する。

### (施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成27年1月26日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。